

熊本県公報

第10979号
平成15年5月12日(月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧……………	(漁政課) 1
○熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定……………	(交通安全青少年課) 1
○保安林の指定に関する予定……………	(森林保全課) 2
○ "……………	(") 2
○ "……………	(") 2
○指定居宅サービス事業所の指定……………	(介護保険課) 3
○ "……………	(") 3
○指定居宅介護支援事業所の指定……………	(") 3
○ "……………	(") 3
○ "……………	(") 3
公 告	
○県営土地改良事業計画……………	(農村計画課) 4
○開発行為に関する工事の完了……………	(建築課) 4
○農作物生育環境情報システム開発業務に係る一般競争入札の実施……………	(経営技術課) 4

告 示

熊本県告示第506号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条第1項に規定する同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定による事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。
平成15年5月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区の名称
松島加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
天草郡松島町大字合津 6983 番地 吉野 義信
天草郡松島町大字合津 7119 番地 山本 繁治
天草郡松島町大字合津 6999 番地 3 丸山 繁男
天草郡松島町大字合津 7114 番地 須崎 秀敏
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
上天草漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成15年5月12日から平成15年5月26日まで
- 5 縦覧場所
上天草漁業協同組合

熊本県告示第507号

熊本県少年保護育成条例(昭和46年熊本県条例第30号)第7条第1項の規定により、少年に有害な興行として、平成15年5月1日次のように指定したので、同条第2項の規定により告示する。
平成15年5月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子